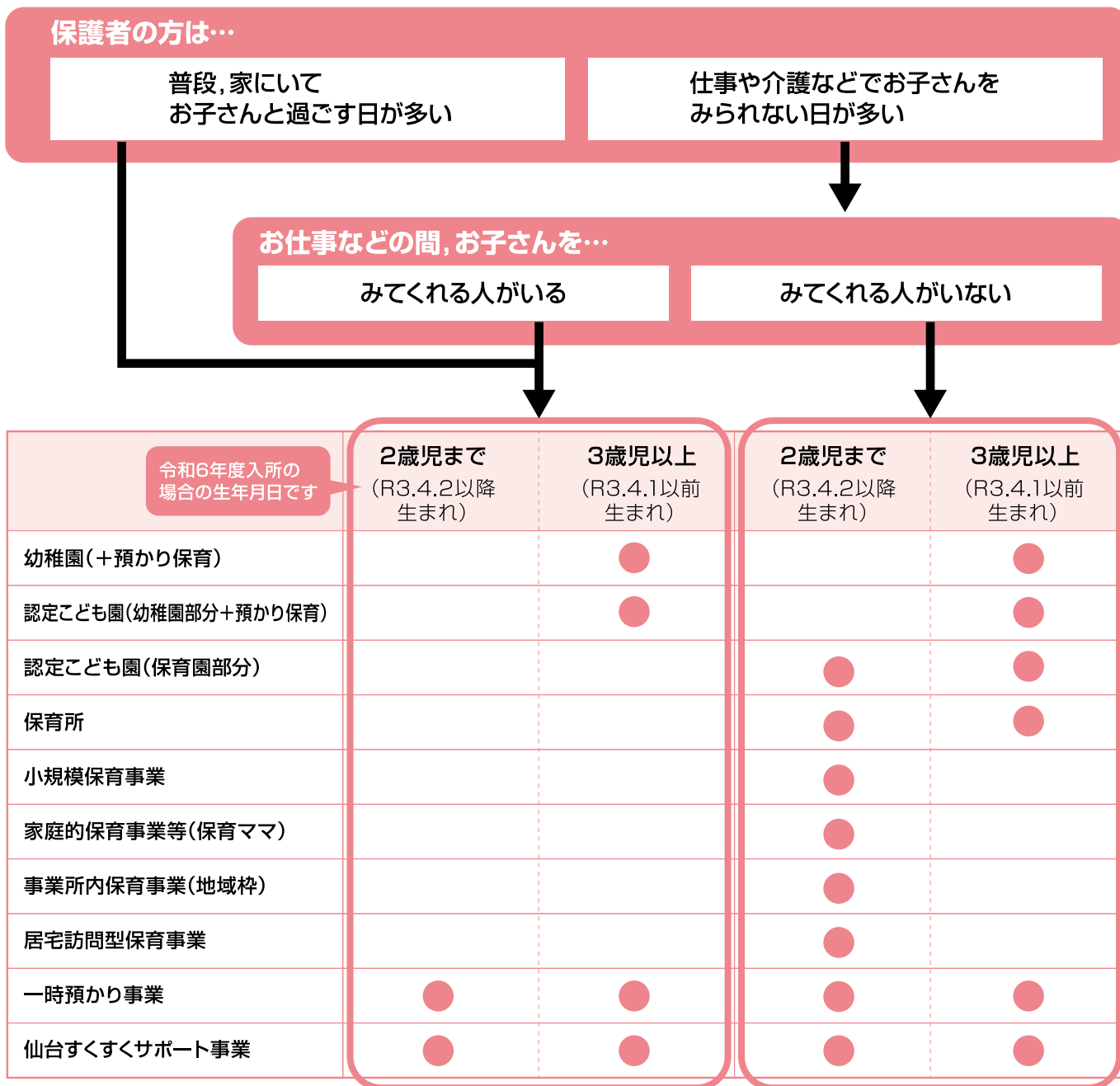


幼稚園・保育所等の利用について

幼稚園・保育所等のご案内

ご家庭の状況に応じて、幼稚園・保育所などの各施設や各種保育サービスなどがご利用いただけます。

利用できる施設・事業



※年齢は、令和6年度入所の場合、令和6年3月31日時点での年齢で数えます(一部の幼稚園に関しては利用希望時点で満3歳であれば利用できます)。

※居宅訪問型保育事業は、原則として3歳未満で、障害や疾病の程度を勘案し、集団保育が著しく困難と認められる方が対象です。

幼稚園

3歳以上の幼児を対象とした施設の一つに幼稚園があります。幼稚園は、さまざまな遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の学習の基盤を培うことができる「学校」です。仙台市内には、従来制度の幼稚園が28園(うち私立27園、国立1園)、新制度の幼稚園が31園(うち私立30園、市立1園)あります。

■対象児童

3歳以上(一部の園では満3歳から)

■入園の手続き

【従来制度の幼稚園】

希望する園へ保護者が直接申し込み、利用契約を行います。

【新制度の幼稚園】

希望する園へ保護者が直接申し込み、幼稚園から入園の内定を受けます。園を通じて、市に利用のための認定の申請を行います。認定を受けてから、園と保護者の間で利用契約を行います。

■保育料^(※)

【従来制度の幼稚園】

各園が保育料を定めています。満3歳から月額25,700円まで無償です。無償化の対象となるためには、事前に申請を行い、仙台市から認定を受ける必要があります。

【新制度の幼稚園】

満3歳から無償です。

※令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています(幼児教育・保育の無償化について P.44~45)

★問い合わせ 各幼稚園

預かり保育について

市内全ての私立幼稚園では、教育時間の前後や夏休みなどの幼稚園の休業日に園児をお預かりする「預かり保育」を実施しています。利用の申し込みは各園に直接お申し込みください。利用料金や開設時間は各園ごとに設定されていますので、詳しくは各園にお問い合わせください。一定の要件を満たす場合には、幼児教育・保育の無償化の対象となります。(幼児教育・保育の無償化について P.44~45)

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。3歳未満児へは保育を、3歳以上児へは教育・保育を提供します。仙台市内には120園あります。

■対象児童

【幼稚園部分を利用する場合】

満3歳以上の児童が対象です。

【保育所部分を利用する場合】

保護者の就労や疾病などの理由により、保育を必要とする0歳児から小学校就学前までの児童が対象です。施設により受入可能年齢が異なります。

■入園の手続き

【幼稚園部分を利用する場合】

希望する園へ保護者が直接申し込み、幼稚園から入園の内定を受けます。園を通じて、仙台市に利用のための認定の申請を行います。認定を受けてから、園と保護者の間で利用契約を行います。(認定こども園一覧 P.50~65)

【保育所部分を利用する場合】

第一希望の認定こども園が所在する区の区役所保育給付課・青葉区宮城総合支所保健福祉課に、利用のための認定の申請と利用希望施設の申込書を提出します。利用希望者が多い場合は、保育の必要性が高い順に選考し、利用見込となった方に面接を受けていただきます。選考結果の通知を受けて、施設と保護者の間で利用契約を行います。

■保育料

【幼稚園部分を利用する場合】

満3歳から無償です。

【保育所部分を利用する場合】

保護者の市町村民税額などに応じて仙台市が定めています。3歳以上児は無償です。(保育所部分の延長保育を利用する場合は別途料金を負担していただきます。)

★申し込み/問い合わせ

【幼稚園部分の場合】各認定こども園

【保育所部分の場合】

各区保育給付課・青葉区宮城総合支所保健福祉課(P.66)

預かり保育について

幼稚園部分を利用される方は、教育時間の前後や夏休みなどの幼稚園の休業日に園児をお預かりする「預かり保育」を利用できます。利用の申し込みは各園に直接お申し込みください。利用料金や開設時間は各園ごとに設定されていますので、詳しくは各園にお問い合わせください。一定の要件を満たす場合には、幼児教育・保育の無償化の対象となります。(幼児教育・保育の無償化について P.44~45)

幼稚園・保育所等の利用について

保育所

保護者の就労や疾病などの理由で、お子さんの保育が必要な場合に、保護者にかわって保育をします。0歳から小学校就学前までの児童を対象に、健やかに生活できる環境と教育を提供しています。

■保育所への入所

●対象児童

0歳から小学校就学前までの児童が対象です。受け入れできる月齢は、保育所によって異なります。

●利用時間

公立保育所は、午前7時15分から午後7時15分まで保育を行っています(延長保育時間も含む)。私立保育所は、保育所によって多少異なりますが、概ね午前7時から午後7時まで保育を行っています(延長保育時間も含む)。

それぞれの保育所では延長保育の利用時間帯が設定されており、延長保育を利用する場合には、別途延長保育料を負担していただきます。

●入所の手続き

第一希望の保育所が所在する区の区役所保育給付課・青葉区宮城総合支所保健福祉課に、利用のための認定の申請と入所希望施設の申込書を提出します。入所希望者が多い場合は、保育の必要性が高い順に選考し、入所見込となった方に面接を受けていただきます。

受付は随時行っています。毎年4月1日からの入所については、前年の11月から一斉募集を行います。(詳細は10月号の市政だよりに掲載します。)(保育所一覧P.50~65)

★申し込み/問い合わせ 各区保育給付課・青葉区宮城総合支所保健福祉課(P.66)

●保育料

保護者の市町村民税額などに応じて仙台市が定めています。3歳以上児は無償です。(延長保育を利用する場合は、別途料金を負担していただきます。)

●特別支援保育(プラス支援保育)

保育を必要とする、心身に障害のある生後5か月以上の児童等で、保育施設等における生活が可能な児童を保育します。

※特別支援保育の4月1日からの入所にかかる一斉募集の時期は次のとおりです。

・3歳以上児:前年の9月下旬から10月上旬
(詳細は、9月号の市政だよりに掲載します。)

・3歳未満児:前年の10月下旬から11月上旬
(詳細は、10月号の市政だよりに掲載します。)

※認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業等でも、特別支援保育を実施しています。

★申し込み/問い合わせ 各区保育給付課・青葉区宮城総合支所保健福祉課(P.66)

■一時預かり

保護者の就労・疾病等により家庭での保育が困難な場合や、子育て家庭における保護者の精神的・肉体的な負担を軽減したい場合に、保育所で保育を行う「一時預かり」を実施しています。対象は、原則として保育施設等への入所の対象とはならない、仙台市内に居住している健康な就学前の児童です。

保育所に一時預かり室が併設されている「一般型」の施設のほか、通常の入所枠に空きがあるときのみ利用できる「余裕活用型」の施設があります。

利用料は、3歳未満児は1日2,400円、3歳以上児は1日1,200円です。半日利用の場合は半額になり、生活保護受給世帯等及び市町村民税非課税世帯は無料となります。そのほか、一定の要件を満たす場合には、幼児教育・保育の無償化の対象となります。(幼児教育・保育の無償化についてP.44~45)

3歳未満の多胎児のお子さんがあるご家庭は、多胎児支援の一時預かりを行っている施設で緊急保育サービス及び私的理由による保育サービスを多胎児のお子さんが同時にご利用の場合、お子さんの人数にかかわらず1名分の料金で利用可能となっています。

また、利用料と別に給食費として1日300円を負担していただきます。

※認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所でも、一時預かりを実施している施設があります。

○実施施設(P.50~65の印のある施設)

★申し込み/問い合わせ 直接実施施設へ

■休日保育

保護者の就労等により、日曜・祝日等にも保育を必要とする児童を対象に実施しています。

利用料金・時間等の詳細は各施設にお問い合わせください。

※認定こども園でも、休日保育を実施している施設があります。

○実施施設(P.50~65の印のある施設)

★申し込み/問い合わせ 直接実施施設へ

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業

★小規模保育事業(A・B型)

保護者の就労や疾病などの理由で、お子さんの保育が必要な場合に、保護者にかわって保育をします。3歳未満児を対象に、比較的小規模な環境(定員6～19人)で、きめ細かな保育を行います。

★家庭的保育事業・小規模保育事業(C型)(保育ママ)

保護者の就労や疾病などの理由で、お子さんの保育が必要な場合に、保護者にかわって保育をします。3歳未満児を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(家庭的保育事業は定員5人以下、小規模保育事業(C型)は定員10人以下)でのきめ細かな保育を行います。

★事業所内保育事業(地域枠)

企業が設けている従業員のお子さんのための保育施設には、保育を必要とする地域のお子さんを受け入れている施設もあります。保育所型(定員20人以上)と、小規模型(定員19人以下)があります。

★居宅訪問型保育事業

障害や疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められるお子さんを、その居宅において1対1で保育を行います。

利用申請等で他の保育事業と異なる点がありますので、仙台市ホームページをご確認ください。

～3歳卒園後について～

小規模保育、家庭的保育、事業所内保育(地域枠)は、児童が3歳の誕生日を経過する年度の年度末まで利用することができます。卒園後に引き続き保育所、認定こども園(保育所部分)の利用を希望する場合は、新規申込が必要です。

その場合、利用調整において優先度を上げています(調整指数10点加点)。連携施設の優先利用や調整指数の加点により、ほぼ全ての方が卒園後も希望する保育施設を利用できています。

この他、預かり保育を実施している幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)を利用し、保育サービスを継続する方法もあります。

■対象児童

0歳から2歳児(3歳に達する年度末まで)の児童が対象です。受け入れできる月齢は、施設によって異なります。

■利用の手続き

第一希望の事業所が所在する区の区役所保育給付課・青葉区宮城総合支所保健福祉課に、利用のための認定の申請と利用希望施設の申込書を提出します。利用希望者が多い場合は、保育の必要性が高い順に選考し、利用見込となった方に面接を受けていただきます。

受付は随時行っています。毎年4月1日からの入所については、前年の11月から一斉募集を行います。(詳細は10月号の市政だよりに掲載します。)(一覧 P.50～65)

■保育料

保護者の市町村民税額などに応じて仙台市が定めています。(延長保育を利用する場合は、別途料金を負担していただきます。)

★申し込み/問い合わせ 各区保育給付課・
青葉区宮城総合支所保健福祉課(P.66)

施設情報については、仙台市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/hoikujo/hoikujo/index.html>



幼稚園・保育所等の無償化について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育事業)等

●3～5歳児クラスの全ての子ども利用料が無償化

- ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間です。(幼稚園、認定こども園の幼稚園部分のみを利用の場合は満3歳から対象)
- ・従来制度幼稚園は、月額25,700円まで無償です。(宮城教育大学附属幼稚園は月額8,700円まで)
- ・実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費等)は、無償化の対象外となります。
(年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもは、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除)

●0～2歳児クラスでは、市町村民税非課税世帯等(注)の子ども利用料が無償化

(注) 生活保護法による被保護世帯、児童福祉法による里親、小規模住居型児童養育事業者(ファミリーホーム)が含まれます。

幼稚園・認定こども園の預かり保育

●3～5歳児クラスで、施設等利用給付認定(新2号)を受けた子ども利用料が、利用日数に応じて1日あたり450円まで無償化

- (満3歳児の場合は、施設等利用給付認定(新3号)を受けた市町村民税非課税世帯等の子どもが対象)
- ※1月あたり11,300円を超える場合は、月額11,300円まで無償化となります。(満3歳児は月額16,300円まで)

認可外保育施設・一時預かり等

●3～5歳児クラスで、施設等利用給付認定(新2号)を受けた子ども利用料が、月額37,000円まで無償化

●0～2歳児クラスで施設等利用給付認定(新3号)を受けた市町村民税非課税世帯等の子ども利用料が、月額42,000円まで無償化

- ・幼稚園(注)、認可保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- (注) 預かり保育の実施時間等が少ない幼稚園(平日の預かり保育提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満)の場合は、幼稚園の預かり保育と合わせて、認可外保育施設等の利用分も月額11,300円まで(満3歳児の場合は月額16,300円まで)無償化の対象となります。
- ※一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等のほか、一時預かり事業(のびすくを含む)、病児保育事業、仙台すくすくサポート事業(ファミリー・サポート・センター事業)が対象です。(複数サービスの併用も可能)
- ※認可外保育施設については、仙台市等に届出がされ、国が定める指導監督基準を満たすもののうち、仙台市が確認を行った施設が対象です。対象施設は、仙台市ホームページに掲載しています。
https://www.city.sendai.jp/nintechosa/musyouka_sisetu.html



無償となる費用の支払い方法

認定を受けた後の、保育料・利用料の流れです。利用する施設・サービスにより、手続きが異なります。

●保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業を利用する場合

- 施設に保育料を支払う必要はありません。
- ※従来制度幼稚園の場合は、月額25,700円を超える分のみ支払いが必要です。
- ※通園送迎費、食材料費、行事費などは施設に支払う必要があります。

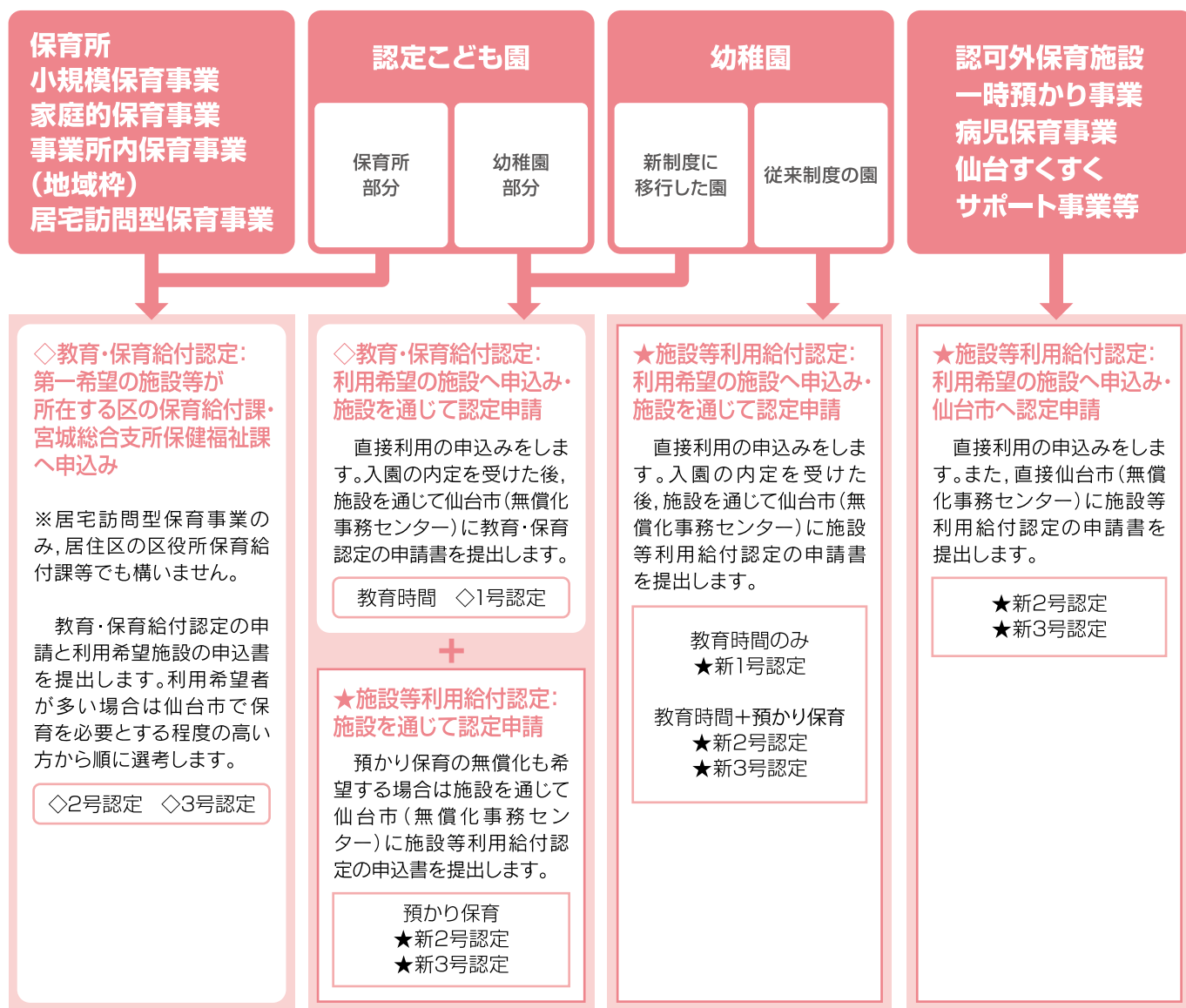
●幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設等を利用する場合

- 利用の際、各施設等が設定する利用料金をお支払いください。1月・4月・7月・10月の年4回、3か月分の利用費を仙台市にご請求ください。仙台市での審査後、無償化の対象となる費用をご指定の口座に振り込みます(請求日の概ね2か月後になります。)
- ※各施設が発行する領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書の添付が必要です。

認定の種類と申請方法

利用を希望する施設等の種類によって必要な認定や申請の方法が異なります。

認定の種類	区 分		
◇教育・保育給付認定 (利用のための認定)	1号認定 (満3歳以上・保育の必要性なし)	2号認定 (満3歳以上・保育の必要性あり)	3号認定 (満3歳未満・保育の必要性あり)
★施設等利用給付認定 (無償化のための認定)	新1号認定 (満3歳以上・保育の必要性なし)	新2号認定 (3歳以上・保育の必要性あり)	新3号認定 (3歳未満・保育の必要性あり・ 市町村民税非課税世帯等)



「幼保無償化判定ナビ」で無償化の対象となるか、必要な認定は何かを確認できます。
<https://youho.sendai-city.supportnavi.jp/>



★問い合わせ 仙台市幼児教育無償化事務センター(TEL 214-8978)
 認定給付課(TEL 214-8061)